## 保育短時間認定の延長保育

平成27年4月から『子ども・子育て支援新制度』が全国一斉に始まり、保育制度においては、保育所に預ける時間を保護者の就労等の状況により、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分とする制度が導入されることになりました。 大野城市の各保育園においても、新制度の取り組みを4月から実施いたします。

保護者の皆様には、すでにお渡ししています支給認定証において、お子さまの保育時間(標準時間・短時間)をお知らせしていますが、保育短時間の認定を受けている方のうち、希望者につきましては、延長保育を利用することができます。利用方法や利用料金については、下記のとおりとさせていただきます。

## ◆保育短時間認定の方の利用形態

7:00 8:30 16:30 18:00 19:00

保育可能時間 延長① (通常の月額保育料の範囲で利用できる時間)

延長② 延長③

## ◆保育短時間認定の方の延長保育

●延長時間 延長① 月~土の7:00~8:30

延長② 月~土の 16:30~18:00 延長③ 月~金の 18:00~19:00

●対象 延長① 保育短時間認定を受けた在園児童のみ(年齢は問わない)

延長② 保育短時間認定を受けた在園児童のみ(年齢は問わない)

延長③ 満1歳以上の在園児童

●延長保育料 延長① 1回あたり200円 (保育所に直接支払ってください)

延長② 1回あたり200円 (保育所に直接支払ってください)

延長③ 1ヶ月あたり3,000円(通常保育料の納付方法と同じ)

●申込方法 各保育園で直接お申し込みください(延長①~③共通)

## 【問い合わせ先】

大野城市役所 子育て支援課 保育所・幼稚園担当 (092) 580-1864 [直通]